令和７年度　北秋田市立清鷹小学校『いじめ防止基本方針』

北秋田市立清鷹小学校

１．基本方針策定の趣旨

北秋田市は、「心豊かでたくましい人間性を育む教育の推進」を基本理念とし、「主体的に学び、新しい時代を創造する子ども」を目指す子どもの姿としている。それを受け、本校は「清らかに　たくましく」の学校教育目標で教育活動を推進している。そのような中にあって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは重要な意味をもつ。

「いじめ」の定義
「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（いじめ防止対策推進法　第２条）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

この方針は「いじめ防止対策推進法」の施行(平成25年9月28日)に伴い公布された県と市の基本方針が改訂されたことや、令和３年度より鷹巣中央小学校並びに鷹巣南小学校の統合により清鷹小学校となったことを受け、全ての児童が安全・安心な学校生活を送りつつ、共に学び合う環境を作り上げるために、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図ることを目標に定める。本校の方針の趣旨を学校職員及び保護者で共通理解し、いじめ防止等のための対策を具体的に行う。

「いじめ防止基本方針策定」の法的根拠
（いじめの禁止）
第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。（学校及び学校の教職員の責務）
第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（保護者の責務等）
第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
いじめ防止対策推進法より抜粋

２．いじめ防止・早期発見のための具体的な取組

◇道徳教育の充実
・「秋田わか杉っ子　いじめゼロに向けた五か条」の周知や全教育活動を通した人権尊重の指導、特別の教科「道徳」の充実
・「いじめ防止年間計画」の作成と実施
・全職員、全保護者等の共通認識と共通行動

◇学級経営
・いじめを発生させない学級経営（諸富祥彦『教師の資質』より）
①ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり（担任のリーダーシップ）
ルールが守られた秩序のある学級の中では、精神的に弱い子でも脅えることなく安心して暮らすことができる。その秩序を担任のリーダーシップで作ることが大切である。
②いじめを生まない最も基本的な学級のルールの浸透
ルール１　「人を傷つけるような言動をしない」、「死ね」、「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し、容認してはいけない。「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを工夫して実施する。

ルール２　「クラスの誰かの発言は、最後まできちんと聞く」授業はもちろん、休み時間、放課後も徹底する構えを見せる。

・絆づくりにつながる生徒指導の三機能を生かした学級づくり

◇児童主体の取組

・人権に関する標語の作成（５・６年）
・児童会によるいじめ防止標語の作成と校内掲示
・北秋田市子どもサミット

◇児童のわずかな変化に気付くための取組

・市のいじめに関する実態調査（年３回）
・アセスと教育相談（年３回※必要に応じて随時）
・児童を語る会（週１回打ち合わせ）

◇自分が自分自身を守るための取組

・「いじめ」とは何かを指導するためのポスターの作成と活用
・いじめから自分を守るためにどうしたらいいのかを考える機会の設定（学活・道徳）

◇異学年・他校との交流を通した自他を尊重する態度の育成

・縦割り班活動、各種行事、正課クラブ、委員会活動、町内児童会
・比内支援学校たかのす校との交流（４年生総合的な学習、４年生以上七夕集会）

◇インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・ＰＴＡ等において（年１回程度）
・情報モラル教育（６年生対象に年１回、各学年の段階に合わせて実施を検討）
・系統的な指導「情報モラル指導」
・生徒指導だよりでの情報提供、啓発（必要に応じて）
・近隣小・中学校共通の「親子で決めよう利用のルール」による児童、保護者への啓発

◇体験活動等、児童が大人と関わる機会の拡充、ふるさとの人とのふれあいに学ぶ

・系統的な指導「ふるさと教育」「防災・安全指導」「キャリア教育」
・地域人材の活用
・体験学習（施設訪問、見学など）
・学校行事「入学式」「交通安全教室」「人権の花植栽式」「大運動会」「遠足」「芸術鑑賞教室」「ふれあい集会」「学習発表会」「修学旅行」「宿泊体験学習」「卒業証書授与式」

◇相談体制の整備

・分析とよい取り組みをまとめた事例集の周知
・相談窓口の児童、保護者へ周知

◇保護者・地域との連携

・学校報、学級通信、学級通信、生徒指導だより（定期的に）
・地域訪問（４月）
・連絡帳、電話など
・学年ＰＴＡ活動（年１回）
・ＰＴＡ総会（年１回）、ＰＴＡ全体会（年２回）
・授業参観と懇談会（年４回）
・ＰＴＡ保体部員との連携（登校指導、集団下校）
・見守り隊（スクールガード）、民生委員等との連携（交通安全教室、花苗植栽など）
・地域行事への参加（祭典、長期休業中）
・全市クリーンアップへの参加（年２回）
・学校運営協議会（年３回）
・学校評価（年２回）
・スポーツ少年団との連絡会議（年２回）